

光駅南口駐車場における トライアル・サウンディング募集要項



令和6年9月
光市都市政策部都市政策課

～目 次～

1	実施の背景・目的	P	1
2	制度概要	P	1
3	期待される効果	P	2
4	導入対象施設	P	2
5	募集の概要	P	3
6	スケジュール	P	4
7	トライアル・サウンディングの流れ	P	4
8	暫定利用者の資格要件	P	5
9	暫定利用の要件等	P	6
10	応募手続き	P	7
11	その他注意事項	P	8
12	暫定利用者の取扱い	P	10
13	問合せ先・書類提出先（事務局）	P	10

1 実施の背景・目的

本市では、光駅周辺地区（以下「本地区」という。）において、まちの玄関口にふさわしい魅力ある都市空間づくりを進めるため、平成31年3月、本地区の拠点整備の方向性や全体像を明らかにする「光駅周辺地区拠点整備基本構想」を策定しています。

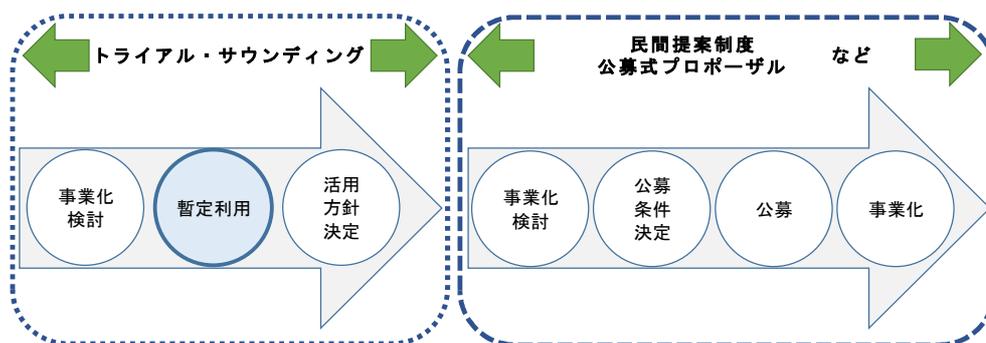
まちの玄関口にふさわしい魅力ある都市空間の創出に向け、民間活力の導入を検討しており、令和5年度はキッチンカーをテーマとしたトライアル・サウンディング（テーマ型）を実施し、一定の集客力と収益性が確認できたところです。一定の成果があったことから、令和6年度は、暫定利用の条件を緩和（トライアル・サウンディング期間を約3箇月半に延長、暫定利用内容を制限せず自由に利用可能等）した形で、トライアル・サウンディング（フリー型）を実施し、光駅周辺の利活用の可能性や課題の確認に加え、行政では思いつかない土地利用の発掘につなげたいと考えています。

2 制度概要

トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の利活用の事業化（にぎわいの創出、空きスペースの有効活用等）の検討に際し、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等（以下、暫定利用者）を募集して、一定期間、実際に利用していただき、課題（集客性や採算性等）のフィードバックを受けて、その後の利活用に活かしていくこと（公募条件への反映等）を目的とした市場調査（社会実験）です。

この制度を用いて、公共施設等の利活用の事業化を図ることで、公共施設等への民間参入を促すとともに、新たな市民サービスの創出、公共施設等の魅力又は可能性の発信、維持管理に資する新たな収入の創設などにつなげることを目的としています。

公共施設等の利活用の事業化

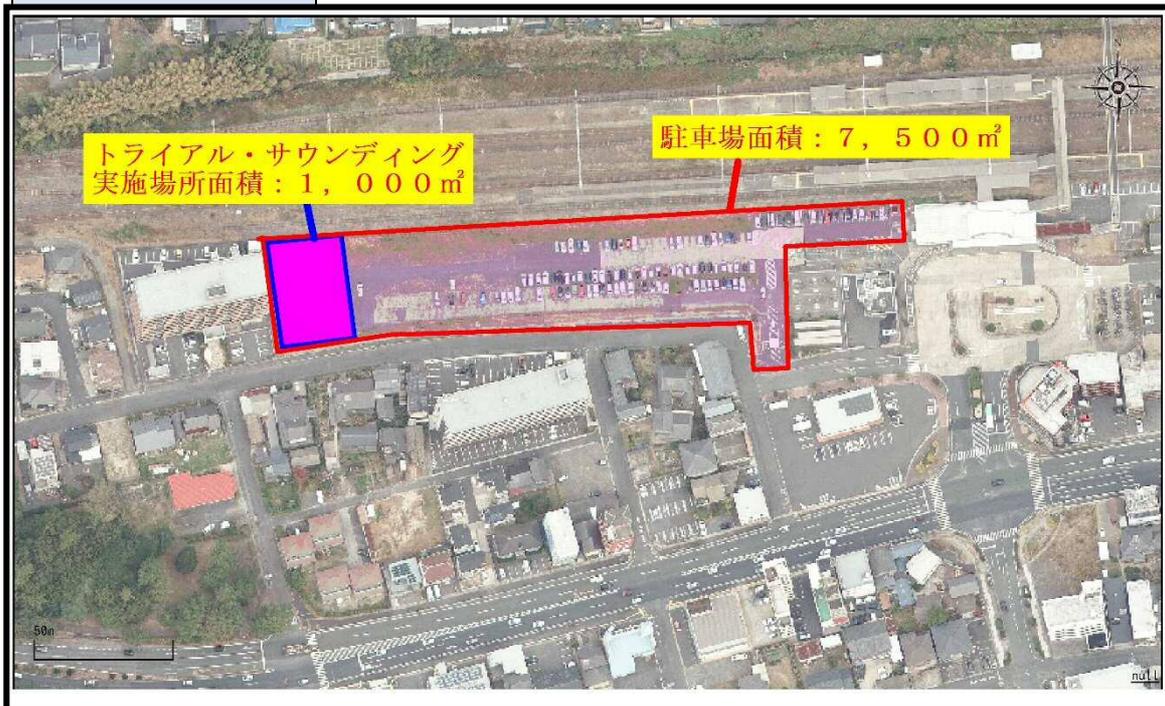


3 期待される効果

期待される効果	
暫定利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等を利用したアイデアが、ニーズやコンセプト等と合致しているか確認が可能 ・ 立地、使い勝手、投資額等の感触を掴むことが可能 ・ 本格運営でなく短期間での実施により、少ないリスク負担で収益性や市場ニーズの確認が可能
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の需要を把握し、幅広い検討・課題発見が可能 ・ 事業内容による集客力、公共施設等との相性などの確認が可能

4 導入対象施設

名称	光駅南口駐車場
所在地	山口県光市虹ヶ浜三丁目3452番11
面積	約7,500㎡ ※暫定利用可能な面積は、最大1,000㎡（下図参照）
光駅利用状況 （1日あたりの 平均乗降客数）	令和4年度 約3,900人 令和3年度 約3,800人 令和2年度 約3,700人 ※実際の1日の利用状況は、天候、曜日、時間帯などにより大きく変動します。



5 募集の概要

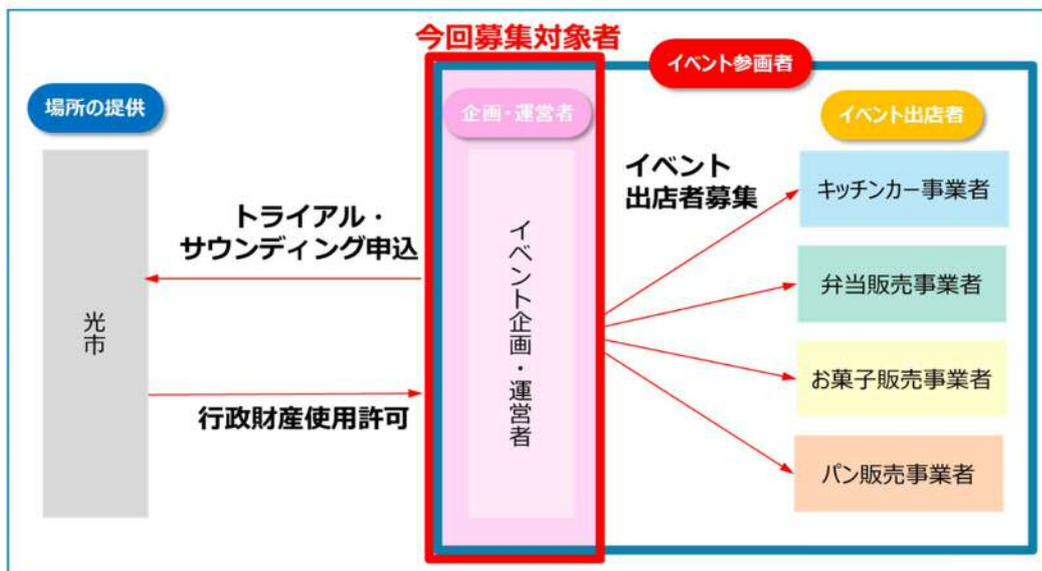
(1) 対象者

光駅南口駐車場を利用し、イベント等を企画・運営したい民間事業者、個人事業主等

※「8 暫定利用者の資格要件」に合致していれば、誰でも申込できます。

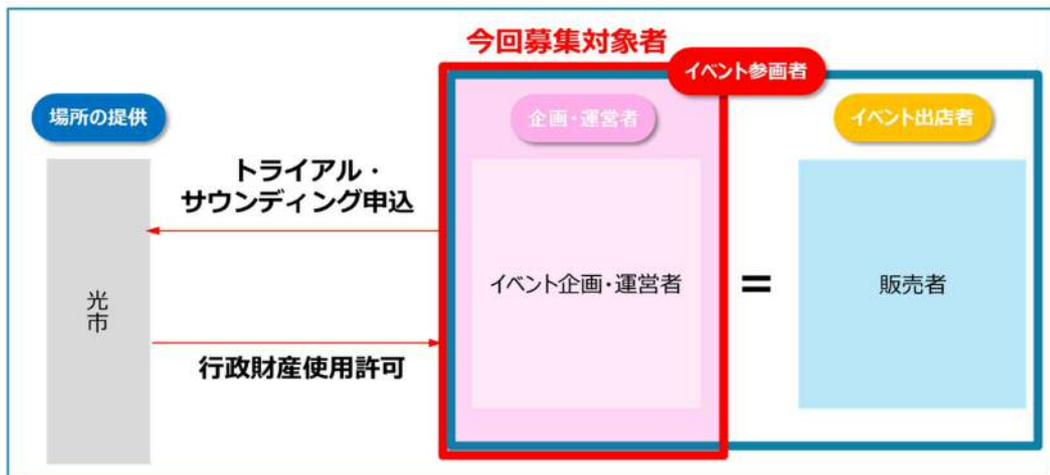
※募集対象者のイメージは下図のとおり

利用例 1：光美味しいもの市（市内の美味しいものを集めたイベントの実施）



※イベント企画・運営者が、イベント参加者を募って合同で光駅南口駐車場を利用。イベント企画・運営者がイベント参加者を代表してトライアル・サウンディングの申込等の手続きを行う。

利用例 2：出張朝市（魚、野菜の販売）



※イベント出店者1人（1団体）が単独で光駅南口駐車場を利用。イベント企画・運営者（＝イベント参画者）がトライアル・サウンディングの申込等の手続きを行う。

(2) 利用内容

光駅周辺のにぎわい創出につながる利用

※利用例：マルシェ、フリーマーケット、移動販売、屋外カフェ、ヨガ教室、その他イベントの実施

※上記はあくまで利用例です。フリー型のトライアル・サウンディングを実施するため、対象施設の使い方は自由です。ただし、「9 暫定利用の要件等」の条件に合致するものに限りま

6 スケジュール

(1) 募集要項（※本資料）の公表

令和6年9月17日

(2) トライアル・サウンディングの提案募集

令和6年9月17日～令和7年1月24日（予定）

(3) トライアル・サウンディングの対象期間

令和6年10月15日～令和7年1月31日（予定）

※諸事情により予定期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

※暫定利用一件あたり、原則1日以上30日以内とします。

7 トライアル・サウンディングの流れ

(1) 事前相談・現地視察

電話、メール、又は事務局窓口（13 問合せ先・書類提出先）にてお申込みください。メールの件名は「トライアル・サウンディングについて」としてください。

(2) 提案の受付

暫定利用者から提案を受け付けます。提案時には、「10 応募手続き（1）提出書類」に示す「ア 暫定利用計画書（様式第1号）」を提出して

ください。

(3) 書類審査

提案内容を市で審査します。暫定利用者が「8 暫定利用者の資格要件」を満たし、暫定利用の内容が「9 暫定利用の要件等」に合致する場合、実施事業として認定します。

※審査には時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって応募いただきますようお願いいたします。

(4) 使用許可

実施事業として認定された提案について、「10 応募手続き (1) 提出書類」に示す「イ 行政財産使用許可申請書 (光市財務規則様式第72号)」、「ウ 行政財産使用料減免申請書 (光市行政財産使用料条例施行規則別記様式 (第2条関係))」、「エ 誓約書 (様式第2号)」、「オ その他市が求める書類」を提出し、暫定利用に必要となる使用及び減免の許可を受けてください。

(5) 暫定利用

提案内容に応じた暫定利用を実施してください。

(6) ヒアリング

暫定利用終了後、ヒアリングを行いますので、以下の書類を提出してください。

ア 実績報告書 (様式第3号)

イ 写真 (暫定利用時の様子がわかるもの)

ウ 収支・集客報告書 (任意様式)

8 暫定利用者の資格要件

(1) 応募資格

事業内容を実行できる意思と能力 (運営力、資力、資格等) を有する企業、NPO法人、市民団体、個人事業主等であること。

(2) 暫定利用の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するもの
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ウ 市税（光市に納税義務のあるもの）を滞納しているもの
- エ 申請書提出時点で、光市から指名停止を受けているもの
- オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの
- カ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- キ その他市長が適当でないと認めるもの

9 暫定利用の要件等

（1）暫定利用の内容

次の要件をすべて満たす事業

- ア 光駅周辺のにぎわい創出につながるものであること
- イ 子どもから高齢者まで、幅広く楽しめるものであること
- ウ 原則として光市の財政負担を伴わないこと
- エ 光駅拠点整備事業における今後の事業展開につながるものであること

（2）対象外とする暫定利用の内容

次のいずれかに該当するものは、暫定利用の対象外とします。

- ①法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- ③人権を侵害し、又はそのおそれがある活動
- ④政治性のあるもの又は選挙に係る活動
- ⑤宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する活動
- ⑥社会問題その他についての主義又は主張にあたる活動
- ⑦内容又は責任の所在が不明確な活動
- ⑧消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でない活動
- ⑨青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない活動
- ⑩騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ⑪その他、市長が適当でないと認める活動

（3）利用場所

光駅南口駐車場敷地内 光市虹ヶ浜三丁目3452番11

※使用許可根拠：光市財務規則（行政財産使用許可）による

(4) 利用範囲

最大1,000㎡

(5) 利用期間

令和6年10月15日～令和7年1月31日のうち原則1日以上30日以内

※暫定利用期間経過後の継続利用については、協議した上で決定します。

(6) 費用負担

暫定利用に要する費用は、暫定利用者の負担とします。

※ただし、実施時の行政財産使用料（土地の使用料）は免除（無料）します。

(7) 法令等の遵守

暫定利用にあたっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは市には帰属しないこととします。

(8) その他

ア 暫定利用については、原則上記のとおりですが、相談により柔軟な対応を検討します。また、市場調査（社会実験）のため、内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

イ 応募は原則先着順で受け付けます。暫定利用の申込状況により、暫定利用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。なお、許可した暫定利用については、市ホームページ内に随時掲載いたします。暫定利用の空き状況等については、そちらでご確認ください。

10 応募手続き

(1) 提出書類（再掲）

ア 暫定利用計画書（様式第1号）

イ 行政財産使用許可申請書（光市財務規則様式第72号）

ウ 行政財産使用料減免申請書（光市行政財産使用料条例施行規則別記

- 様式（第2条関係）
- エ 誓約書（様式第2号）
- オ その他市が求める書類

（2） 提出方法

持参（市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、電子メール又はFAXとします。

※電子メール又はFAXの場合の注意点

送信後、必ず到達確認の電話をしてください。

（3） 提出書類の提出先

事務局（13 問合せ先・書類提出先）に提出してください。

（4） 応募に関する注意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却しないものとします。また、提出書類は、トライアル・サウンディングの利用目的以外には無断で使用しません。

ウ 失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （ア） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （イ） 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （ウ） 本要項に定める手続きを遵守しない場合

11 その他注意事項

（1） 暫定利用時の注意事項

- ア 暫定利用時は、市が交付する「許可書」を携行すること。
- イ 光駅及び光駅南口駐車場利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- ウ 周辺居住者の迷惑とならないよう十分配慮すること。
- エ 騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- オ 飛散する可能性があるものを使用しないこと。

- カ 周辺の環境美化に努めることとし、利用に伴い発生するごみについては、全てその日に持ち帰り、適正に処分すること。
- キ 火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。
- ク 利用に必要な電気、水等は、利用者が用意すること。
- ケ 利用による事故（火災や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）などのトラブルは、暫定利用者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- コ 荒天時等のやむを得ない理由により、暫定利用を中止する場合は、事前に市に連絡すること。
- サ 敷地内禁煙等、利用地周辺の利用に関するルールを遵守すること。

(2) 責任及びリスク負担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行し、当該事業に伴い発生するリスクは、原則として暫定利用者が負うものとします。

(3) 集客・広告

集客（広告等）は暫定利用者で対応をお願いします。

※市は、暫定利用の予定について市ホームページやSNSなどで周知を行います。

(4) 事業中止

「提案内容に反する」、「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが認められる」、「偽りその他不正な手段により使用許可を受けた」など、本制度の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

なお、利用中止によって生じた損害等について、市は一切の責任を負いません。

(5) 事業終了後

事業終了後、利用場所の原状復帰をしてください。

1 2 暫定利用者の取扱い

トライアル・サウンディング後、当該事業を事業化し、暫定利用者が事業化の際に応募する場合は、他の事業者に比べて優先的な取扱いを行うなど、一定の優位性を持たせます。

1 3 問合せ先・書類提出先（事務局）

- 部署 光市都市政策部都市政策課都市計画係（担当：眞崎・山本）
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話：0833-72-1574
- E-mail：toshi@city.hikari.lg.jp